**豊前市浄化槽設置整備事業補助金対象工事**

既成底板コンクリート【プレキャストコンクリート底板（PC板）】の使用について

**工事施工において、底板コンクリート（プレキャスト板）を使用する際は、当該工事に携わる**

**浄化槽設備士の責任において、以下の内容を遵守したうえで施行すること。**

**1．申請関係**

①使用する既成底板コンクリート（プレキャスト板）については、現場打ち基礎と同等以上の強度を有するものとし、次の書類を事前に提出し承認を得ること。

1）既成底板コンクリート（プレキャスト板）使用承諾願

2）同意書

　　3）既成底板コンクリート（プレキャスト板）の図面及び仕様書等

（認証書・コンクリートの配合計画書・設計計算書・強度計算書・底板図面等）

**2．施工方法**

　①基礎工事は従前同様とし、沈下又は変形が生じない施工とする。

②工事においては、従来通り国土交通省令・環境省令に定める通りとする。

**3．中間検査（据付前）**

　①表示確認（製品名・型番・寸法等）

**※既成底板コンクリート（プレキャスト板）使用の際は、現在中間検査免除業者につきましても中間検査を行いますので、使用の際は必ず中間検査の予約をお願い致します。**

**4．施工管理**

　①上記3の管理（自社）写真（スケール等による規格が明確化する写真）

　②既成底板コンクリート（プレキャスト板）据付状況写真（据付前後及び作業写真等）

　③据付後、レベル等使用による水平が確認できる写真

**※「既成底板コンクリート（PC板）使用工事の写真の撮り方について」を参照**

**5．提出書類**

　1～4の既成底板コンクリート（プレキャスト板）を含め、従来通りの書類提出とする。

　なお、既成底板コンクリートの使用許可に伴い、工事写真集（実績報告時提出書類）が一部様式変更致しております。

　必ず市の指定様式（窓口又は豊前市HP）より最新の様式をご使用ください。